

「中央職業能力開発協会の在り方に関する専門委員会」報告書

平成 23 年 11 月 30 日

労働政策審議会職業能力開発分科会

中央職業能力開発協会の在り方に関する専門委員会

目 次

第 1 検討の経緯

第 2 中央協会のこれまでの取組

第 3 評価及び提言

1 基本的な考え方

2 組織、業務運営

(1) 業務の状況

(2) 役員への官庁OBの在籍状況・給与等

(3) ガバナンス体制

(4) 情報公開

(5) コンプライアンス

(6) 自己収入を確保するための枠組等

第 4 結語

(付属資料)

第1 検討の経緯

厚生労働省では、これまで行政刷新会議及び省内事業仕分け等を通じ独立行政法人等の点検を行ってきたが、これを踏まえさらに、厚生労働省所管の独立行政法人、特別民間法人及び公益法人について、その整理合理化の内容と方策を決定するため、厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会を開催した（平成22年9月）。この委員会の報告書（平成22年12月27日）において、「中央労働災害防止協会は、設立根拠となる労働災害防止団体の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するために、審議会において検討を始め、1年を目途に結論を得る。同時に、他の全ての特別民間法人についても、同様の検討を始める。」とされた。

これを踏まえ、中央労働災害防止協会と同様、特別民間法人である中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）について、労働政策審議会職業能力開発分科会の下に公労使委員からなる「中央職業能力開発協会の在り方に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）」が設置され、検討を行った。

第2 中央協会のこれまでの取組

中央協会は、職業訓練、職業能力検定等の職業能力開発の促進を図ることを目的とする団体であり、事業主等が幅広く連携し自主的かつ積極的にそれらを推進する体制を確立するため、民間の中核的指導団体として、昭和54年に認可法人として設立された。

その後、行政改革の中で、国の補助金等に依存しない「自立化」が求められ、平成10年度からは、民間の自主的な団体であることがより明確化された特別民間法人とされた。これに伴い、国からの補助金は、平成9年度14億円から平成10年度10億5千万円に縮減された。

平成17年には、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、国民負担の軽減、財政支出の削減、事務・事業効率化等を進める観点から、①技能検定職種の統廃合、②ビジネス・キャリア制度の整理合理化、③補助金、委託費の削減が決定された。

また、平成21年の政権交代後の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「技能向上対策費補助事業の予算要求の縮減」との評価結果が出されたこと等を踏まえ、補助事業の一部廃止、組織のスリム化（6事業部→4事業部）等により定員を93名（対前年度44名減）とするなどの経費削減を行い、平成22年度の補助金額は約5億円（同約2億円減）となった。この事業仕分けでは、厚生労働

省からの受託事業として行われていたビジネス・キャリア検定試験について、委託事業としては廃止と判定されたが、これまで幅広く活用されてきたこと、事業継続の要望が相次いだこと等から、一部試験の廃止等、内容の見直しを行った上で、中央協会自らの自主事業として実施されている。

さらに、平成 22 年には厚生労働省内において、事業仕分けが行われ、事業部門等の更なる効率化、より低廉な事務所への移転、事務・事業の改革等が行われている。

第 3 評価及び提言

1 基本的な考え方

事業主、事業主団体等の行う職業訓練、職業能力検定等の促進に関する業務を円滑に実施していくためには、①国や都道府県の施策に呼応しそのきめ細かな浸透を図っていくことが必要であり、特に職業能力検定については公平性や中立性を確保する必要があること、②事業主等による職業訓練の振興を進めていく上で事業主団体等を構成員として組織運営の自主性、柔軟性、機動性等を確保することが重要であること等から、こうした業務を担う中央協会の法人形態としては、引き続き、職業能力開発促進法（以下「法」という。）に基づく特別民間法人であることが適当である。

こうした基本的考え方を前提とし、中央協会の組織や業務運営の在り方について、労働政策審議会職業能力開発分科会において了承された以下の 6 つの項目について、2 (1) から (6) までのとおり検討し、評価及び提言を行った。

- ① 根拠法に基づく業務が遂行されているか
- ② 法人役員への官庁OBの在籍状況・給与等は適正か
- ③ 十分なガバナンス体制となっているか
- ④ 十分な情報公開がなされているか
- ⑤ コンプライアンス違反がないか、また、独自の委員会を設けるなど、組織内のチェック体制は十分か
- ⑥ 自己収入化していくための取組や、自己収入を確保するための枠組みが整備されているか

2 組織、業務運営

(1) 業務の状況

イ 現状

職業訓練振興事業、技能検定等事業、情報資料提供等事業、図書出版事業及び国等からの受託事業に大別される中央協会の業務が法第 52 条及び第 55 条に基づき適切に実施されているか、平成 23 年度に行われている事業について検討した。

(イ) 職業訓練振興事業

a 都道府県協会職業訓練業務指導、都道府県協会職員研修

会員である都道府県職業能力開発協会（以下「都道府県協会」という。）との連携強化、業務運営に資する意見交換のためのブロック会議の開催や都道府県協会職員の資質・能力の向上を図るための研修を実施する事業であり、法第 55 条第 1 項第 1 号に位置づけられ、都道府県協会の健全な発展を図る等とする法第 52 条の目的に資する事業である。国もその公共性を評価し、補助金を交付している。

b 職業能力開発推進者リーダー養成研修事業等

各企業等で人材育成の中心的役割を持つ職業能力開発推進者や人事労務及び職業能力開発担当者等を対象とした研修・セミナー等の実施であり、法第 55 条第 1 項第 2 号に位置づけられ、職業能力の開発の促進等の法第 52 条の目的に資する事業である。国もその公共性を評価し、事業費の半額を補助している。

中央協会は、都道府県協会との協力のもとに、全国的にこのような支援を 20 年以上行ってきた実績・ノウハウを有し、業界関係者等の協力を得てこの事業を実施している。

c 職業訓練生援護事業

昭和 55 年から大蔵大臣より認可された枠組みとして、職業訓練生災害傷害保険に係る手続きを行っている。訓練中の事故等に予め備えることにより、安心して職業訓練を受けられるようにするものであり、職業能力の開発の促進に必要なものとして、法第 55 条第 1 項第 6 号に位置づけられ、法第 52 条の目的に資する事業である。

(ロ) 技能検定等事業

a 技能検定試験問題等作成、業務指導、職員等研修事業

技能検定は、国が定めた実施計画に基づいて、試験問題等の作成については中央協会が、試験の実施については各都道府県が各々行うこととされており、中央協会は、試験問題の作成、都道府県協会への業務指導等を、法第 46 条第 3 項に基づき、第 55 条第 2 項の業務として行っている。都道府県協会の健全な発展を図るとともに、国及び都道府県と密接な連携の下に職業能力の開発の促進を図るという法第 52 条の目的に資する事業である。試験実施要領の作成、業務指導、職員等研修事業について補助金が交付されている。

平成 22 年度には、114 職種、718 作業について 35,250 題の試験問題を作成し、214,147 名が受検を申請、平成 23 年度も、109 職種、684 作業について実施することとされている。

b 技能士実態調査

技能検定に合格した技能士を対象とした技能士の処遇状況や受検者等に関する実態調査である。技能検定の活用促進を目的とする公共的側面を持っており、法第 55 条第 1 項第 4 号に位置づけられ、職業能力の開発の促進等の法第 52 条の目的に資する事業である。

技能検定業務を実施する団体として、その意義・要改善点等を把握するため中央協会が行っている。

c コンピュータサービス技能評価試験事業

多くの業種において職務遂行上不可欠なパソコン操作に係る技能評価を行うものである。職業能力の開発の促進に必要なものとして、法第 55 条第 1 項第 6 号に位置づけられ、法第 52 条の目的に資する事業である。現在 47 都道府県協会及び約 1,500 の認定施設において、ワープロ、表計算、データベースなど 6 部門について実施している。

当該試験は、ベンダーフリーな課題設定（アプリケーションソフトに制限がない）、評価手法に係る情報提供（全国で 1,500 を超える公共・民間の試験実施施設への課題構成のポイント・採点基準等のノウハウの提供）など、中立的機関にしかできないものとして中央協会が実施している。

d CADトレース技能審査事業

CADを用いてトレースを中心とした図面作成を行う技能を審査するものであり、中央協会が平成 9 年に労働大臣から認定を受け、都道府県協会及び試験実施協力施設の協力のもとに実施している。

CADトレース技能を審査する同種の試験は他になく、ベンダーフリー

な課題設定、評価項目と配点に係る情報提供など、中立的機関にしかできない特徴も有している。法第 55 条第 1 項第 6 号に位置づけられ、法第 52 条の目的に資する事業である。

e. ビジネス・キャリア検定試験事業

「人事・人材開発・労務管理部門」、「企業法務・総務部門」、「営業・マーケティング部門」等、事務系職務を 8 分野 14 部門と幅広く網羅した試験である。

国が定めた職業能力評価基準に準拠し、産業界等からの要望も受けて、技術系職種が多い技能検定に対して、事務系職務に従事する者が誰でも職業能力評価の機会を均等に受けられるインフラを整備するものであり、特定分野だけでなく事務系職務を幅広く網羅している我が国唯一の試験として、幅広い業種・職種の職業能力評価についての専門的知見を持つ中央協会が実施している。法第 55 条第 1 項第 6 号に位置づけられ、法第 52 条の目的に資する事業である。

なお、平成 17 年の「行政改革の重要方針」を受け、平成 19 年度からは、従来の学習支援中心の制度運用を改め、実務能力を評価する客観的な試験制度として再構築した。また、前述のとおり、従来は厚生労働省からの受託事業として行われてきたが、平成 22 年度からは、自主事業として実施されている。

(ハ) 情報資料提供等事業

技能検定、技能五輪競技大会などの職業能力開発に関する情報・資料に関して、ホームページによる情報提供、広告掲載等を行っている。法第 55 条第 1 項第 3 号に位置づけられ、法第 52 条の目的に資する事業である。国から補助金が交付されている。

中央協会は、幅広く能力開発関連事業を実施し、中央技能検定委員や業界関係者等から情報収集について協力を得やすい立場にあり、中央協会が行うことにより、都道府県協会との連携により全国網で幅広く情報浸透を行っている。

(ニ) 図書出版事業

キャリア形成支援、職業能力評価・技能検定等の分野について、職業能力開発に役立つ図書出版物の作成、販売管理を行っている。法第 55 条第 1 項第 3 号に位置づけられ、職業能力の開発の促進等の法第 52 条の目的に資する事業である。

中央協会で行っている各種の能力開発関連事業において蓄積された情報・ノウハウを有効活用することにより実施されている。

(ホ) 受託事業

中央協会は、企画競争を経て、キャリア支援企業創出促進事業、職業能力評価制度の整備・活用促進事業、技能評価システム移転促進事業、技能五輪全国大会開催、技能五輪国際大会出場予定選手育成強化等の各種技能競技大会等推進事業、教育訓練受講環境整備事業を国から、職業能力開発行政セミナー事業を国際協力機構（JICA）から、委託を受けて実施している。

これらの事業は、それぞれ法第55条第1項各号に位置づけられ、(イ)から(ニ)までの職業訓練振興事業、技能検定等事業等の実施を通じて得た職業能力開発施策全般に関するノウハウ、国内外のネットワーク等が活用されている。

ロ 業務の状況に関する評価及び提言

- (イ) 中央協会が行っている業務については、根拠法である法第52条及び第55条に基づいて実施されていることが確認された。

中央協会は、従来から行ってきた各種の職業能力開発関連事業において蓄積された情報・ノウハウや、全都道府県協会等を会員とする全国ネットワークの活用、また、法に基づいて設立された全国を通じて1個の法人という公共性、信頼性や特定の企業の利益から離れた中立性により、多くの業界団体を会員とし、中央技能検定委員の派遣等の協力を得やすい立場の活用により、職業能力開発関連事業を円滑に実施することができている。

- (ロ) 他方、コンピュータサービス技能評価試験、CADトレース技能審査、ビジネス・キャリア検定試験については、能力評価のインフラを整備し、職業能力の全体的な底上げに資するよう、また、受検のインセンティブをさらに高めるため、合格者がより評価されるような試験とすべく、内容の精査・向上などについて、検討していく必要がある。また、これにより受検者が増えることは、(6)における自己収入の確保にも資することとなる。

- (ハ) 技能検定について、企業における人材育成の大きな目標となっていること、技能士資格の取得による技能水準の向上がひいては企業の競争力強化につながっていること等を効果的に世の中に周知、広報していく取組が望まれる。また、技術革新への対応や現場実態に根ざした、より実践的なものとする等

の観点からも引き続き、試験内容の見直しを不断に進めていくべきである。
国においても、技能検定職種の新設、統廃合を引き続き、不断に進めていくべきである^{注1}。

- (二) 委託を受けて、新たな業種について職業能力評価基準を策定するに当たっては、業種選定・策定段階から具体的な活用推進方策も考えるなど、策定と活用の有機的連携に取り組んで行くべきである。また、技能競技大会を運営する場合には、企業の製造現場等に人材養成に関する目標や活気を与える、若者に夢や希望を与えるという効果も大きいことから、その存在や役割をより積極的に世の中に広めるとともに、企業や選手の幅広い参加が得られるような工夫が必要である。

国においても、参加する企業や選手の負担を軽減する方策を検討することが望まれる。

(2) 役員への官庁OBの在籍状況・給与等

イ 現状

中央協会が法に基づき業務を遂行するに当たり、それにふさわしい経営形態となっているかを検討する一環として、役員の在籍状況や役員の給与等が「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）等に則った運用となっているか検討した。

(イ) 在籍状況

平成23年7月1日現在の常勤役員3名のうち厚生労働省出身者は1名であり、公募による選考が行われ、外部有識者による選考委員会を経て、総会で選任された。また、非常勤役員135名（業界のニーズを反映するため業界団体の代表や、都道府県協会との連携を強化するためその代表等から選出）のうち厚生労働省出身者は1名である。これらは、指導監督基準に示された所管官庁出身者の割合についての基準を満たしている。

なお、役員については、平成22年6月に、常勤理事2を削減し、常勤監事は廃止した。

(ロ) 給与等

給与については、「指導監督基準」には、具体的な基準は示されていない

が、独立行政法人等については、その長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請することとされている。中央協会について理事長は、「役員報酬規程」において本俸月額 937,600 円となっており、国の事務次官の俸給月額 1,204,000 円（「一般職の職員の給与に関する法律」の「別表第十一 指定職俸給表」）の範囲内（約 78%）となっている^{注2}。

退職金については、「役員退職金規程」において、在職期間 1 月につき、退職日の本俸月額に 100 分の 12.5 を乗じて得た額の範囲内と規定されている。この 100 分の 12.5 の割合は、他の厚生労働省所管の独立行政法人や特別民間法人と同様であり、中央協会の理事長の在職期間が 2 年の場合でも 2,812,800 円と、不当に高額すぎるとは言えないものと考えられる^{注3}。

なお、役員退職金の水準については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）で、独立行政法人、特殊法人、認可法人について、1 月につき俸給月額の 100 分の 12.5 を基準として運用することとされた。特別民間法人である中央協会について 100 分の 12.5 となったのは、平成 21 年 4 月からであった^{注4}。

ロ 役員への官庁OBの在籍状況・給与等に関する評価

法人役員への官庁OBの在籍状況、役員の給与等については、指導監督基準等に沿っており、適正といえる。

(3) ガバナンス体制

イ 現状

業務遂行にふさわしい経営形態となっているかを検討する一環として、内部統制や目標管理の体制について検討した。

(イ) 法律上の規定及びその運用状況

a 総会・理事会、参与会議における審議

総会・理事会において、事業報告、収支決算、事業計画、収支予算等に関する審議が行われている。また外部有識者からなる参与会議において、協会の業務の運営に関する重要な事項について意見を聴取すること等が行われており、法律上求められているガバナンス体制が確保されている^{注5}。

事業計画、収支予算については、例年、3 月の常任理事会で了承され、総会で議決される。事業報告、収支決算については、例年、6 月の理事会・総会で議決されている。

決算関係書類（事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録）は、法に従い、厚生労働大臣に提出されている。

b 監事、監査法人による監査

監事による期中及び期末の監査、決算監事監査や、監査法人による外部監査によって、財務報告等の信頼性を担保している。

c 厚生労働省の指導監督

厚生労働省は、指導監督基準に基づいて指導監督を行っており、毎年度その指導監督の状況及び結果を「指導監督状況」としてとりまとめて、公表している。

また、厚生労働大臣は、中央協会の運営について勧告し、改善されない場合には処分することができることとなっているが（法第 75 条）、これまでそのような事態は発生していない。

(d) 独自の取組

a 目標管理制度（PDCAサイクル）による事業の効率化

評価委員会（総務企画部の部長、次長、総務課長、会計課長により構成）が目標設定及び進捗状況を評価するため、担当部課長に対して年 4 回ヒアリング・助言・指導等を行い、これを幹部会議（理事長、常務理事、監事、各部次長以上により構成）で報告している。幹部会議では目標達成度合いの評価を行い、次期における事業の見直し等を図っている。

b 業種別団体との連携強化

平成 22 年度から、業種別団体に中央協会の運営方針等を説明するとともに、中央協会運営に係る意見を収集する機能を強化するため、議題ごとに関係する業種別団体を集めて開催される業種別団体会議を拡充し、これまでの各年度 1 回開催から、22 年度は 3 回開催し、23 年度も 3 回開催することとしている。これにより、業種別団体の協会運営に対する関与の機会を増やし、ガバナンスの強化を図っている。

c 都道府県協会との連携の強化

都道府県協会は、都道府県知事の認可を受けて設立された団体であり、中央協会の会員ではあるが、中央協会と制度上、上下関係にない。このような関係の下、中央協会は現在、専務理事・事務局長会議やブロック会議等の開催を通じて、都道府県協会との連携を図っている。

22 年度は、ブロックごとに開催される都道府県協会会議に全て中央協会が出席し、業務運営上の問題点・要望等を直接聴取し、適正な業務運営に活かした。23 年度は、経費節減や自前収入の確保策等についての意見交換を行った。また、「都道府県技能検定業務担当者情報交換会議」を開催し、技能検定の実施状況、協会運営の改善に関する要望等を聴取することとしている。

ロ ガバナンス体制に関する評価及び提言

(イ) 法律等に沿ったガバナンスの確保のほか、独自の取組もなされている。

(ロ) ただ、目標管理制度（P D C A サイクル）の検証を行う評価委員会及び幹部会議とも、いずれもその構成員は協会内部の役職員に限られており、外部有識者の意見、視点を反映する仕組みを構築するべきである。

(ハ) また、目標管理制度（P D C A サイクル）における各事業の目標については、コスト削減のみが掲げられているように見受けられるが、コスト削減だけでなく、業務の不断の見直しや改善に資する見地から、事業の目的と手段の対応関係を明示しつつ、事業効果に着目した目標、例えばコンピュータサービス技能評価試験など中央協会が自主的に行っている検定試験の受検者数拡大を目標として設定したり、目標事業収入など、収益性の向上も踏まえた目標も設定したりした上で、その達成に取り組むべきである。

(4) 情報公開

イ 現状

業務遂行にふさわしい経営形態となっているかを検討する一環として、指導監督基準に定められた事項が公開されているか等を検討したところ、指導監督基準において公開を求められている事項については、中央協会及び厚生労働省において閲覧に供するとともに、ホームページにも掲載していることが確認された。

ロ 情報公開に関する評価及び提言

指導監督基準に沿った情報公開はなされている。

しかし、厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会において、

中央協会と同じく特別民間法人である中央労働災害防止協会が、ホームページに法人形態の変遷に関する記載がなく、情報開示の姿勢に欠けているのではないかと指摘を受けているところであり、中央協会についても、ホームページに法人形態の変遷に関する記載をすべきである。

また、中央協会が行っている事業には国からの補助を受けている補助事業と受けていない自主事業があり、さらに国等からの受託事業を実施している。これらについて、補助事業と自主事業に係る人件費や管理費の按分の状況、補助事業、自主事業ごとの採算状況、受託事業に係る人件費や管理費等が必ずしも外部的には明らかとなっていない。さらには、目標管理制度（PDCAサイクル）における各事業の目標、実績、評価についても外部的には明らかとなっていない。

中央協会は、営利を目的とする民間企業とは異なり、法に位置づけられた公的な団体であって、技能検定に関する事業等の公益性の高い事業を円滑に実施していることについて広く国民の理解を促進するとともに、今後、自主事業の拡大を進めていくためにも、法や指導監督基準等に定められた最低限の情報公開等を超えた、より積極的な情報公開を検討すべきである。

(5) コンプライアンス

イ 現状

業務遂行にふさわしい経営形態となっているかを検討する一環として、コンプライアンス違反の有無や組織内チェック体制を確認した。

(イ) 法の規定等

技能検定に関しては、役職員等について秘密保持義務が課せられている。

また、協会においては、役職員及び中央技能検定委員の秘密保持について、独自に、「中央職業能力開発協会検定秘文書取扱規程」、「中央技能検定委員の秘密保持に関する規程」及び「検定秘文書を中央技能検定委員に持帰りをさせる場合の取扱要領」を定めるとともに、「中央職業能力開発協会倫理規程」、「中央職業能力開発協会個人情報保護規程」、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する件」など、各種規程を整備し、法令遵守に努めている。

(ロ) 過去の不適正事案

α 技能検定試験問題漏洩について

平成12年度及び平成15年度に、中央技能検定委員が技能検定試験問題

を漏洩する事案があったが、解任、刑事告発（略式起訴）により適切に処置している。また、再発防止策として、検定秘文書の範囲の具体的明示、検定秘文書の持ち帰りの厳禁化、中央技能検定委員への就任時の確認徹底、協力団体、中央協会職員への周知徹底などを講じている。

ｂ 会計検査院指摘事項について

平成 20 年度に会計検査院より以下の指摘を受けた。

- ① 事務所の一部を別の 2 法人に事務所として利用させていたが、これら法人の使用面積に係る賃借料等を含んだまま、賃借料等に係る補助金及び委託費の算定を行っていた。（平成 14～18 年度）
- ② 補助事業とは関係のない懇親会の飲食費を補助対象経費に含めていた。（平成 14～16 年度）

指摘を受けた金額の総計は約 4,036 万円（①3,972 万円、②64 万円）であった。加算金を付しての国庫への返還、2 法人の事務所からの移転、担当役員の減給、文書による嚴重注意等を行い、適切に処置している。また、契約事務に係る体制整備、会計課職員の政府関係法人会計事務職員研修受講など、再発防止策を講じている。

ロ コンプライアンスに関する評価及び提言

各種規程を整備し、過去の不適正事案についても、適正に対応し、再発防止策を講じている。これらに加えて、組織内の情報共有・チェック体制の整備も必要であるため、コンプライアンスに関する独自の委員会の設置を検討すべきである。

なお、都道府県協会に対しては、前述のとおり、中央協会とは上下関係にはないが、都道府県協会職員への研修等を通じて、そのコンプライアンスの働きかけを強めていくべきである。

(6) 自己収入を確保するための枠組等

イ 現状

業務遂行にふさわしい経営形態となっているかを検討する一環として、自己収入化の取組等を検討した。

特に、中央協会については、「当面の行政改革の推進方策について」（平成 7 年 12 月 25 日閣議決定）において、「会員及び自己収入の拡大、一部補助事業の段階的廃止等により、経常収益に占める補助金の割合の低減化を図り、

運営を自立化する」とされ、さらに、平成 17 年の「行政改革の重要方針」において「総収入に占める補助金及び委託費の割合の 50%程度への引下げ」が目標とされている。

(イ) 自己収入の割合

自主事業収入の総額は、平成 22 年度は、1,253,104,508 円となっており、総事業収入に占める割合は 43.2%と拡大してきている^{注6}。

(ロ) 自己収入を確保するための枠組み等

a 自主事業検討部会の設置（平成 22 年度）

中央協会内に、自主事業検討部会が設置され、複数の関係業界団体、個別企業、労働組合等からのヒアリングも行い、新たな業界内検定制度創設への支援、個別企業における能力評価基準を活用した人材育成への支援、労働者個人に対するキャリア形成支援等の検討が行われた。

b 経営企画室の創設（平成 23 年度）

上記 a による検討を実行に移すものとして、経営企画室が創設され、新たな自主事業の開発に向けて、以下の取組が行われている。

① 新たな検定制度の創設に係る検討

（事業概要）

中央協会の技能検定に係るノウハウを活用して、技能評価試験を必要とする業界団体等に対し、試験問題の作成を含め、新たな検定制度の創設を支援。

（検討状況）

複数の業界団体を訪問、ヒアリングを実施し、一部の団体に対して、提案プランを作成、提示。

② 管理者の資質向上セミナーの検討

（事業概要）

企業等における管理者に必要な資質、能力等に係る評価基準を整理し、それをツールとしたセミナーを開催して管理者の資質向上を支援。

（検討状況）

管理者に必要な資質、能力等を洗い出し、分析中。

③ 中央協会ホームページを活用した広告事業の検討

（事業概要）

中央協会の事業内容に賛同している企業・団体（会員）、若しくは企業、団体内で教育訓練や能力評価を積極的に実施している者を対象と

して、当協会ホームページにバナー広告又は教育訓練や能力評価への取組状況を紹介。

(検討状況)

会員等に対して、アンケートを実施し、当該事業に対する意見やニーズ調査を行い、要望のあった企業・団体を訪問し、事業の実施に向けた準備に着手。なお、ホームページの広告媒体としての活用については、国においても歳入増のために推進することとなっているが、併せて行政の公正性や公平性を確保するため詳細な広告掲載基準を定め、不適切な広告が掲載されないようにされていることから、中央協会においても実施する際にはこれに準拠し、新たにホームページ広告取扱要領を定めて行う予定^{注7}。

ロ 自己収入を確保するための枠組等に関する評価及び提言

自主事業収入の総事業収入に占める割合も拡大してきており、自己収入を確保するための枠組みの整備も行っている。

しかし、自己収入額は伸び悩んでいること等を踏まえ、今後も、既存事業の改善、例えば、コンピュータサービス技能評価試験、CADトレース技能審査、ビジネス・キャリア検定試験等の受検者の増加策や、さらには、職業能力の開発の促進を図るという中央協会の設置目的に沿った新たな自主事業の開発により、自主事業収入額及び総事業収入に占める割合の拡大に、採算性も考慮しつつ、取り組んでいくべきである。

第4 結語

中央協会は、今後、補助金等への依存を縮減するため、各種技能評価試験の受験者数の拡大を図る等の既存の事業の改善、新たな自主事業の開発等を行う必要があるが、その際には、事業主団体等や都道府県協会を会員とするネットワーク、法に基づいて設立されているという公共性、中立性等の特性を活かした事業展開を図るべきである。

また、中央協会は、公共的性質を有するが故にこそ、PDCAによる目標管理における検証に外部有識者視点を反映する仕組みを構築する等のガバナンスの強化、法や指導監督基準等に定められた内容を超えたより積極的な情報公開、コンプライアンスに関する独自の委員会の設置等、組織運営の改革を進めていくべきである。

中央協会に対してはこれらの事項について真摯に取り組んでいくことを強く

求めるとともに、同協会を所管する厚生労働省に対しても必要な指導等を求めたい。併せて、その取組状況については、随時、労働政策審議会職業能力開発分科会に報告することとされたい。

<注>

「第3 評価及び提言」「2 組織、業務運営」関係

「(1) 業務の状況」関係

注1 技能検定職種については、平成22年度に新規2職種追加と2職種廃止、平成23年度に7職種廃止などの改革を行ってきた。

「(2) 役員への官庁OB在籍状況・給与等」関係

注2

① 中央協会の「役員報酬規程」(昭和58年規程第48号)(抄)

第4条 常勤の役員の本俸月額、常勤役員本俸月額表(別表)に定める額とする。

別表 常勤役員本俸月額表

役 職 名	本 俸 月 額
理事長	937,600円
常務理事	795,200円
監 事	690,000円

② 理事長について、特別調整手当を含む月額は1,052千円(平成22年度報酬)、国の事務次官の地域手当を含む月額は1,421千円(平成22年度人事院勧告に基づくモデル給与例)。

③ 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)(抄)

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

①エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。

④ 「特例民法法人に対する指導監督の一層の適正化について」(平成20年12月厚生労働省総第1201001号)における「特例民法法人の役員の報酬に関するガイドライン」(抄)

第3 具体的基準

特例民法法人の常勤の役員の報酬額については、以下の基準によるものとする。

1 理事長等(理事長、会長等であつて、当該特例民法法人においても最も高い額の

報酬を受けている者をいう。以下同じ。)の報酬については、事務次官の報酬相当額の範囲内とすること。

注3

- ① 中央協会「役員退職金規程」(昭和55年規程第19号)(抄)

第2条

- 2 退職金の額は、在職期間1月につき、その者が退職した日における本俸月額に100分の12.5を乗じて得た額の範囲内の額とする。

- ② 高齢・障害・求職者雇用支援機構「役員退職手当規程」(平成15年規程第5号)(抄)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につきその者の退職(死亡による場合を含む。以下同じ。)時における本俸の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に厚生労働省独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。(以下略)

- ③ 中央労働災害防止協会「役員退職金規程」(抄)

第2条 役員が退任した場合には、在任期間1月につき、その者の退任または死亡した日における本俸の月額の100分の12.5に相当する額を乗じて得た額以内の金額を退職金として支給する。(以下略)

注4 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)(抄)

1 独立行政法人

- (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $\frac{12.5}{100}$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。(以下略)

2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $\frac{12.5}{100}$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。(以下略)

「(3) ガバナンス体制」関係

注5

① 総会、理事会の開催状況（平成22年度）

i 第31回通常総会（6月14日）（会員総数453名中346名出席）

【議案】定款の変更（事務所所在地の変更）、事業報告、収支決算、事業計画、収支予算、役員の選任

ii 第40回理事会（6月14日）（理事会構成人員138名中120名出席）

【議案】定款の変更、事業報告、収支決算、役員の選任、副会長、常務理事及び常任理事の指名、参与の委嘱

iii 第40回常任理事会（6月14日）（常任理事会構成人員34名中32名）

【議案】収支予算（前年度3月に一度了承されたが、事務所経費増額が必要となり開催）

iv 臨時総会（10月27日）（会員総数439名中359名）

【議案】事業計画の変更、収支予算の変更（基金事業予算の積み増し）

v 第41回常任理事会（10月27日）（常任理事会構成人員33名中30名）

【議案】事業計画の変更、収支予算の変更（基金事業予算の積み増し）

vi 第42回常任理事会（3月25日）（常任理事会構成人員33名中28名）

【議案】事業計画、収支予算

② 参与会議の開催状況（平成22年度）

○ 第32回参与会議（6月29日）

【議案】主要事業の業務実績（前年度の目標と達成度）、事業報告、収支決算、事業計画、収支予算

〈参与〉今野浩一郎（学習院大学 経済学部教授）、細田保弘（ものづくり大学 技能工芸学部製造技能工芸学科教授）、江上節子（武蔵大学 社会学部教授）、相原康伸（全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長）、木村裕士（日本労働組合総連合会 総合企画局総合局長）、中村正武（全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会顧問）、北浦正行（公益財団法人日本生産性本部 参事）、遠藤和夫（社団法人日本経済団体連合会 労働政策本部主幹）、平澤哲哉（日本商工会議所 産業政策第二部担当部長）、小林信（全国中小企業団体中央会 労働政策部長）

「(6) 自己収入を確保するための枠組等」関係

注 6

① 自主事業収入の内訳（平成 22 年度）

（単位 円）

事業名	収入額
人材開発支援事業	1,641,700
技能検定試験問題等作成事業	415,411,416
技能競技大会関係	43,689,700
全国技能士競技大会関係	17,850,000
国際技能競技大会関係	10,738,500
若年者ものづくり競技大会関係	828,450
コンピュータサービス技能評価試験	253,336,470
CADトレース技能審査	46,836,000
ビジネス・キャリア検定試験	140,710,700
図書出版事業	63,096,535
職業訓練生援護事業	258,965,037

② 総収入に占める補助金及び委託費、自主事業収入等の推移

	総収入額	補助金及び委託費	補助金及び委託費の割合	自主事業収入額	自主事業収入の割合	その他収入額	その他収入の割合
20年度	3,598,384,555	2,257,901,881	62.7	1,229,275,380	34.2	111,207,294	3.1
21年度	3,641,673,678	2,205,996,214	60.6	1,309,944,603	36.0	125,732,861	3.5
22年度	2,901,013,233	1,417,510,550	48.9	1,253,104,508	43.2	230,398,175	7.9

注 7

① 行政効率化推進計画（平成 20 年 12 月 26 日閣議決定）（抄）

(11) 国の印刷物等への広告掲載

国の印刷物等については、行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、引き続き広報印刷物を広告媒体として活用するとともに、平成 21 年度より府省名入り封筒、ホームページも広告媒体として活用することにより、歳入の確保に努めることとする。

② 国の印刷物への広告掲載要綱（平成 17 年 5 月 11 日関係省庁申合せ）（抄）

4-1 （略）、次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、国の印刷物には掲載しないこととする。

- ① 法令、通達、条例等に違反するもの、又は、これらに照らして不適切な内容を含むもの。（以下の号 略）

<参考条文>

○ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）（抄）

第 46 条

- 3 厚生労働大臣は、技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成並びに技能検定試験の実施に関する技術的指導その他技能検定試験に関する業務の一部を中央職業能力開発協会に行わせることができる。

第 52 条 中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）は、職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の具現に資するため、都道府県職業能力開発協会の健全な発展を図るとともに、国及び都道府県と密接な連携の下に第 5 条第 1 項に規定する職業能力の開発（第 55 条第 1 項において単に「職業能力の開発」という。）の促進を図ることを目的とする。

第 55 条 中央協会は、第 52 条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- 一 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡を行うこと。
 - 二 事業主等の行う職業訓練に従事する者及び都道府県技能検定委員の研修を行うこと。
 - 三 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報を行うこと。
 - 四 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究を行うこと。
 - 五 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、職業能力の開発の促進に関し必要な業務を行うこと。
- 2 中央協会は、前項各号に掲げる業務のほか、第 46 条第 3 項の規定による技能検定試験に関する業務を行うものとする。

第 63 条 中央協会に、役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

- 2 中央協会に、役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。
- 5 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して中央協会の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、中央協会の業務及び経理の状況を監査する。

第66条 中央協会に、参与を置く。

- 2 参与は、中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。
- 3 参与は、職業訓練又は職業能力検定に関し学識経験のある者のうちから、会長が委嘱する。
- 4 前3項に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、定款で定める。

第68条

- 2 会長は、監事の意見書を添えて決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(注) 決算関係書類＝事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録

第69条

- 3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
 - 二 事業計画及び収支予算の決定又は変更

第73条 中央協会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、決算関係書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第75条 厚生労働大臣は、中央協会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は不当であると認めるときは、中央協会に対して、これを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によってもなお改善されない場合には、次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。

- 一 業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- 二 設立の認可を取り消すこと。

第77条 中央協会の役員若しくは職員（中央技能検定委員を含む。）又はこれらの職にあった者は、第55条第2項の規定により中央協会が行う技能検定試験に関する業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(注) なお、第77条第1項に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる（法第100条）。

○ 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(平成14年4月26日閣議決定)(抄)

3 機関

(1) 役員

- ④ 役員のうち、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)又は所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ役員現在数の3分の1以下となっていること
- ⑤ 役員の報酬等(報酬及び退職金をいう。以下同じ。)は、当該法人の資産及び収支の状況並びに国家公務員の給与・退職手当や民間の役員の報酬等の水準と比べて不当に高額過ぎることなく、社会一般の情勢に適合したものとなっていること。

6 情報公開

法人の業務及び財務等に関する情報の開示は、法人の公共的性格にかんがみ、その透明性を確保するとの観点から、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

- (1) 法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に5年間備えておき、一般の閲覧に供していること。また、インターネットによりこれらを公表していること。

- ① 定款
- ② 役員名簿(注)
- ③ 組合員等名簿(組合等の場合)
- ④ 事業報告書・附属説明書類
- ⑤ 損益計算書又は収支計算書
- ⑥ 貸借対照表
- ⑦ 法律上作成が義務づけられている財産目録及び決算報告書
- ⑧ 監事の意見書
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

(注) 常勤・非常勤の別及び退職公務員については、その最終官職名(官房付等で退職した者については、その前職名を含む。)を付記すること

- (2) 所管官庁においては、その所管する法人について、(1)に規定する資料を備えておき、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させていること。また、所管官庁は、ホームページに、次に掲げる事項を記載した所管する法人の一覧表を掲載するとともに、所管法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講じていること。

- ① 名称
- ② 所管する部局(担当局担当課等)の名称
- ③ 主たる事務所の所在地及び電話番号
- ④ 設立年月日

- ⑤ 代表者の職名及び氏名
 - ⑥ 主な目的及び事業
- (3) 所管官庁においては、その所管する法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載していること。
- ① 最新の業務及び財務等に関する資料
 - ② 制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人については、当該事務・事業の内容及び根拠法令名
 - ③ 補助金等の交付を受けている法人については、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合
- (4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。

付 属 資 料

労働政策審議会職業能力開発分科会中央職業能力開発協会

の在り方に関する専門委員会設置要綱

1 趣旨

厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書（平成 22 年 12 月 27 日）において、「中央労働災害防止協会は、設立根拠となる労働災害防止団体の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するために、審議会において検討を始め、1 年を目途に結論を得る。同時に、他の全ての特別民間法人についても、同様の検討を始める。」とされたところである。

これを踏まえ、今般、特別民間法人である中央職業能力開発協会について、労働政策審議会職業能力開発分科会の下に公労使委員からなる「中央職業能力開発協会の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という）を設置して、根拠法に基づく業務が遂行されているか、それにふさわしい経営形態となっているか等について、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- ① 根拠法に基づく業務が遂行されているか
- ② 法人役員への官庁OBの在籍状況・給与等は適正か
- ③ 十分なガバナンス体制となっているか
- ④ 十分な情報公開がなされているか
- ⑤ コンプライアンス違反がないか、また、独自の委員会を設けるなど、組織内のチェック体制は十分か
- ⑥ 自己収入化していくための取組や、自己収入を確保するための枠組みが整備されているか

3 専門委員会の構成等

- (1) 専門委員会は、職業能力開発分科会の公労使委員からの各 2 名と公認会計士 1 名の合計 7 名の別添の委員により構成されるものとする。
- (2) 専門委員会の構成員は能開分科会長が選出するものとする。
- (3) 専門委員会は、必要に応じて構成員以外の者の意見を聞くことができる。

4 専門委員会の運営

- (1) 専門委員会は、厚生労働省職業能力開発局長が、随時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 専門委員会の庶務は、厚生労働省職業能力開発局能力評価課において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができることとする。

以 上

中央職業能力開発協会の在り方に関する専門委員会委員名簿

(公益代表)

浅井 紀子 中京大学経営学部教授
労働政策審議会職業能力開発分科会臨時委員

◎今野浩一郎 学習院大学経済学部教授
労働政策審議会委員

梶川 融 太陽ＡＳＧ有限責任監査法人総括代表社員ＣＥＯ公認会計士
日本公認会計士協会常務理事
総務省政策評価・独立行政法人評価委員会臨時委員
国土交通省独立行政法人評価委員会委員

(労働者代表)

新谷 信幸 日本労働組合総連合会総合労働局長
労働政策審議会職業能力開発分科会臨時委員

高倉 明 全日本自動車産業労働組合総連合会副会長
労働政策審議会職業能力開発分科会臨時委員

(使用者代表)

上原 洋一 東京都中小企業団体中央会副会長
労働政策審議会職業能力開発分科会臨時委員

高橋 弘行 社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
労働政策審議会職業能力開発分科会臨時委員

(◎：座長)

(五十音順・敬称略)

本専門委員会の開催経過

第1回：7月1日（金）13:00～15:00

- ・議題（1）中央職業能力開発協会の在り方に関する専門委員会設置趣旨等について
- （2）中央職業能力開発協会の法人概要について
- （3）検討項目及び法人における現状について
- （4）その他

第2回：10月12日（水）10:00～12:00

- ・議題 中央職業能力開発協会の事業の実施状況について

第3回：11月10日（木）10:00～12:00

- ・議題 報告書の素案について

第4回：11月30日（水）17:00～19:00

- ・議題 報告書（案）について

☆資料及び議事録の掲載 URL はこちら↓

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000008f5z.html#shingi22>

3. 改革への提言

I. 独立行政法人、特別民間法人

＜特別民間法人＞

- ④ 中央労働災害防止協会は、設立根拠となる「労働災害防止団体法」の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するために、審議会において検討を始め、1年を目途に結論を得る。同時に、他の全ての特別民間法人についても、同様の検討を始める。

中央労働災害防止協会から、特別民間法人の代表例として、ヒアリングを行ったが、同協会の活動と労働災害防止の効果について十分な説明がなされなかった。また、同法人において過去にコンプライアンス違反があったことの指摘もあった。同協会は、労働災害防止団体法に基づく業務が遂行されているかどうかを検証し、それにふさわしい経営形態への移行を検討する。

また、同協会の運営に問題があった原因に、この法人が、独立行政法人でも公益法人でもない、特別民間法人という法人形態故の不十分な情報公開やガバナンス等があったことが浮かび上がった。

他の特別民間法人についても、同様の問題があることが考えられ、同様の検討を始めるべきである。

注) 特別民間法人(特別の法律により設立される民間法人)の定義(※)

「民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人(地方公共団体が設立主体となる法人を除く。)」

※「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(平成14年4月26日閣議決定)」による。

「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」委員名簿
(○:座長)

有川 博 日本大学総合科学研究所教授

岩瀬 達哉 ジャーナリスト

大久保 和孝 公認会計士

河北 博文 社会医療法人 河北医療財団理事長

○ 北沢 栄 ジャーナリスト

長谷川 裕子 日本労働組合総連合会 参与

松原 聡 東洋大学経済学部教授

結城 康博 淑徳大学総合福祉学部准教授

(五十音順、敬称略)

中央職業能力開発協会の概要

沿革・組織

- 沿革 社団法人全国共同職業訓練中央会(昭和49年1月7日設立)と中央技能検定協会(昭和44年11月1日設立)とが統合され、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、厚生労働大臣の認可のもと昭和54年7月1日に認可法人として設立。平成10年7月に民間法人化。事業主団体等を会員として、技能検定の試験問題・実施要領の作成、水準調整及び技術的指導やものづくり技能の振興等の中核的な役割を担っている。
- 役職員数 役員(常勤:理事長1名、常務理事2名、非常勤:135名)、職員219名
- 所在地 本部:東京都新宿区西新宿7-5-25西新宿木村屋ビルディング11階
基金事業本部:東京都文京区小石川1-4-1住友不動産後楽園ビル10階
- 組織 7部26課(平成23年度中に、基金訓練の廃止に伴い、基金事業本部は大幅に縮小)
- 予算

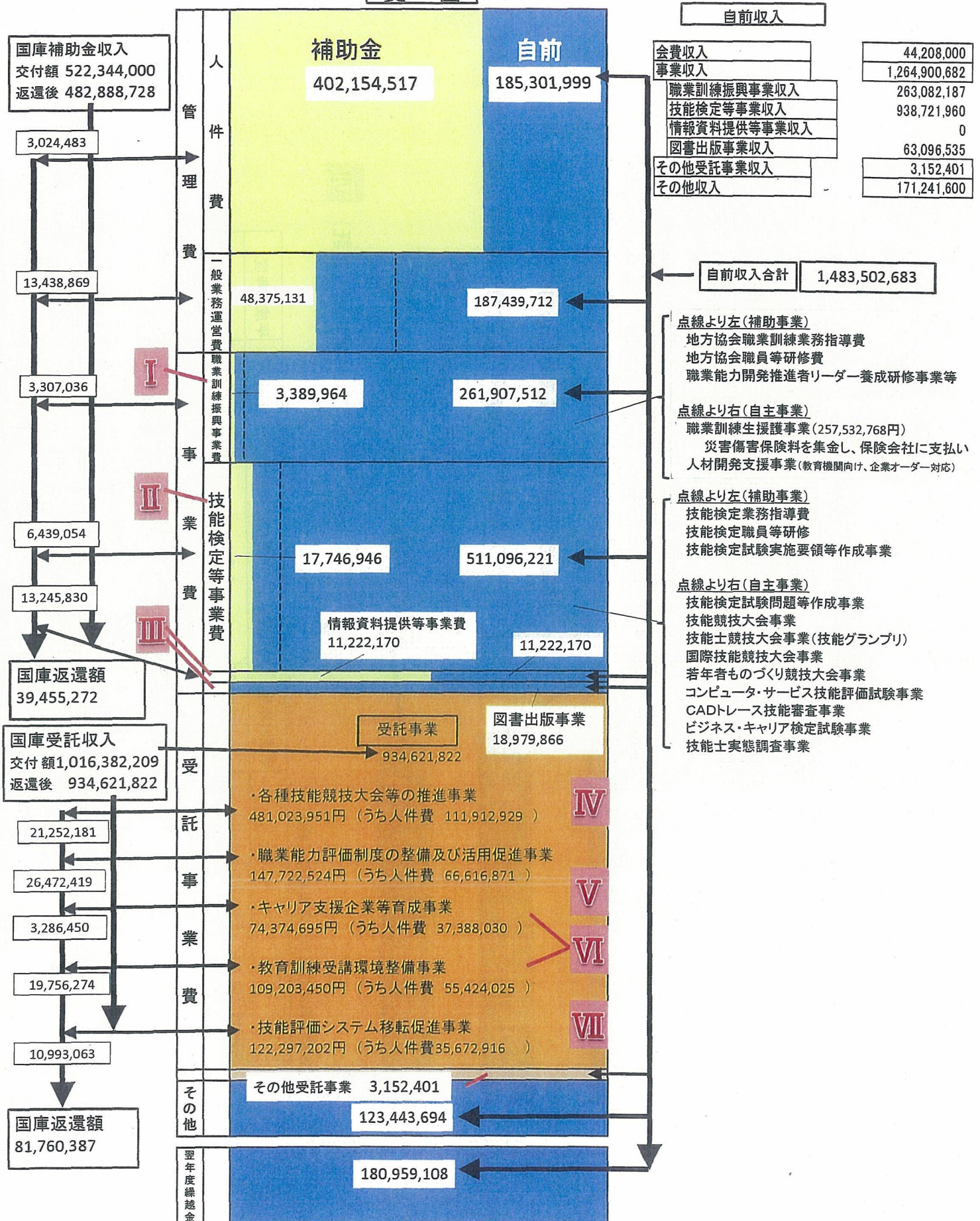
国からの財政支出額	27億円(H21)	→	15億円(H22)	→	16億円(H23)
〔技能向上対策費補助金	7億円(H21)	→	5億円(H22)	→	5億円(H23)〕
〔委託費	19億円(H21)	→	10億円(H22)	→	11億円(H23)〕
自主財源	15億円(H21)	→	16億円(H22)	→	14億円(H23)

事業概要

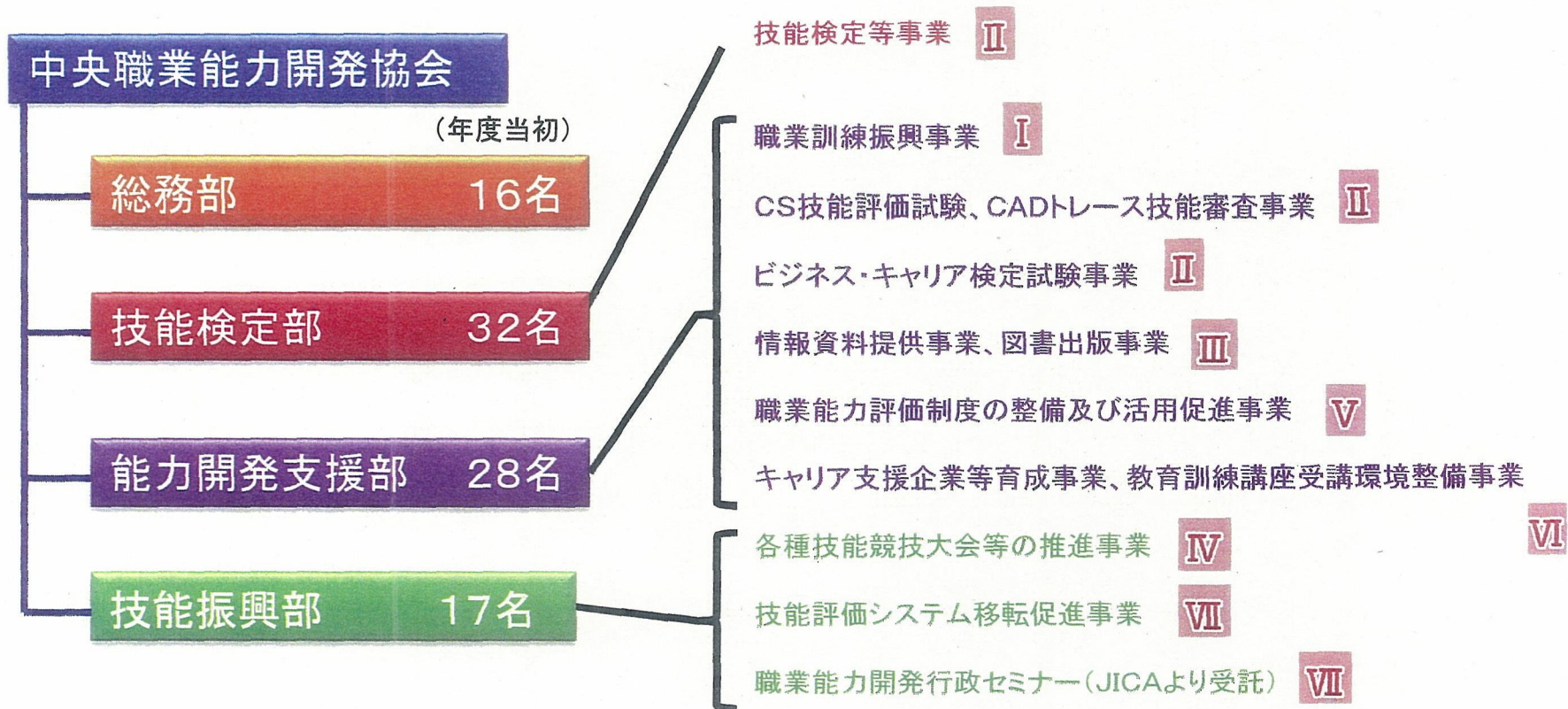
- 技能検定に関する業務
技能検定試験問題等の作成、都道府県技能検定委員の研修の実施、技能検定試験業務の指導等
- 技能振興に関する業務
技能五輪、技能グランプリ、若年者ものづくり競技大会の実施等
- 能力評価に関する業務 職業能力評価基準の策定等
- キャリア形成支援に関する業務 企業におけるキャリア形成の促進等
- 国際協力に関する業務
技能評価システムの移転と普及促進、アジア太平洋地域の人材養成等
- その他
コンピューターサービス技能評価試験、CADトレース技能審査、ビジネス・キャリア検定の実施、各種団体が行う技能振興事業への支援、職業能力開発行政セミナーの実施等

平成22年度の中央職業能力開発協会の収支状況について

支 出



平成22年度における中央職業能力開発協会の組織と事業の関係



【各部人員の推移】(年度当初の人数)

	平成21年度	→	平成22年度	→	平成23年度
総務部 (注1)	24	△ 8	16	5	21
技能検定部	36	△ 4	32	△ 5	27
能力開発支援部 (注2)	56	△ 28	28	0	28
技能振興部 (注3)	21	△ 4	17	△ 2	15

(注1) 平成23年度から、経営強化のために、総務部を、総務企画部とした。(自主事業拡大のため経営企画室の設置等)

(注2) 平成22年度から、能力評価部とキャリア形成支援部を統合し、能力開発支援部とした。

(注3) 平成22年度から、国際協力部を技能振興部に統合した。

技能検定実施の流れ

国

・試験の実施計画(試験科目や範囲)

施行規則第62条の2

技能検定の実技試験及び学科試験は、次の各号に掲げる技能検定の区分に応じ、当該各号に定める試験科目について行うものとする。※各号省略

・特級、1級等の合格証書の作成等

法第49条

技能検定に合格した者には、厚生労働省令で定めるところにより、合格証書を交付する。

法第46条

③厚生労働大臣は、技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成並びに技能検定試験の実施に関する技術的指導その他技能検定試験に関する業務の一部を中央職業能力開発協会に行わせることができる。

中央職業能力開発協会

- ・試験問題の作成
- ・実施要領の作成
- ・試験の水準調整
- ・試験の技術的指導 等

法第55条

②中央協会は、前項各号に掲げる業務のほか、第四十六条第三項の規定による技能検定試験に関する業務を行うものとする。

法第57条

①都道府県職業能力開発協会は、すべて中央協会の会員となる。

会員

試験問題の提供

法第90条において準用されている第61条の規定により、都道府県知事認可法人。

都道府県職業能力開発協会

- ・受検申請書の交付
- ・受検資格の確認
- ・試験の実施

法第82条

②都道府県協会は、前項各号に掲げる業務のほか、第四十六条第四項の規定による技能検定試験に関する業務を行うものとする。

都道府県

- ・試験等の指導監督
- ・2級等の合格証書作成交付

施行令第3条

法第四十六条第二項の規定により都道府県知事が行う業務は、次に掲げる業務(別表第二に掲げる職種に係るものを除く。)とする。

- 一 技能検定試験の実施に関すること。
- 二 法第四十九条の合格証書の作成(厚生労働省令で定める等級に係る合格証書の作成に限る。)並びに交付及び再交付に関すること。

法第46条

④都道府県知事は、技能検定試験の実施その他技能検定試験に関する業務の一部を都道府県職業能力開発協会に行わせることができる。

法第46条

①厚生労働大臣は、毎年、技能検定の実施計画を定め、これを関係者に周知させなければならない。
②都道府県知事は、前項に規定する計画に従い、第四十四条第三項の実技試験及び学科試験(以下「技能検定試験」という。)の実施その他技能検定に関する業務で、政令で定めるものを行うものとする。

受検

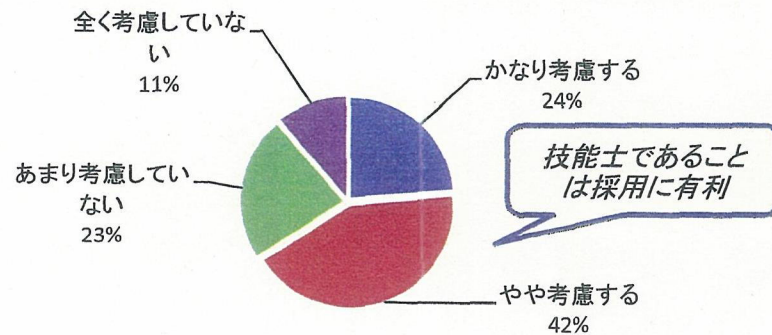
受検者

技能検定の効果

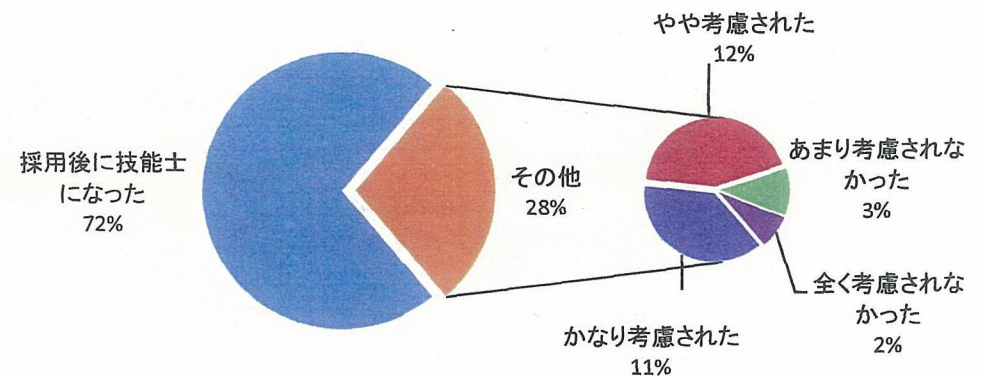
(平成22年度技能検定に対する評価に係るアンケート結果より)

- 調査時期：平成22年11月
- 調査対象：直近2年間で技能検定受検者の多い企業(抽出)及びその企業に所属する技能士
- 回答者概要：企業数418社(製造業70% 建設業23% その他8%)
(従業員規模300人超52% 51～300人27% 50人以下21%)
技能士数757人(1級65% 2級26% 特級9%)
(35～44歳32% 25～34歳24% 45～54歳24% その他20%)

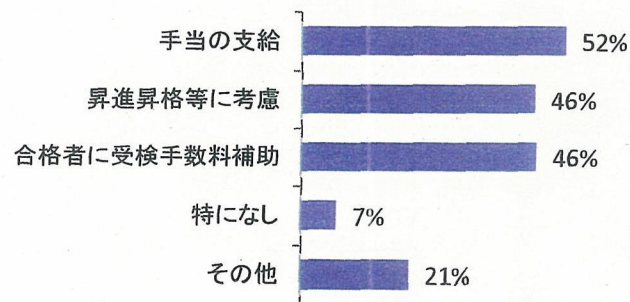
【対 企業問】採用にあたり技能士であることを考慮するか



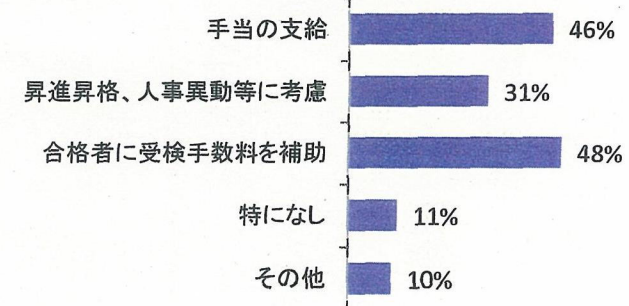
【対 技能士問】採用にあたり技能士であることを考慮されたか



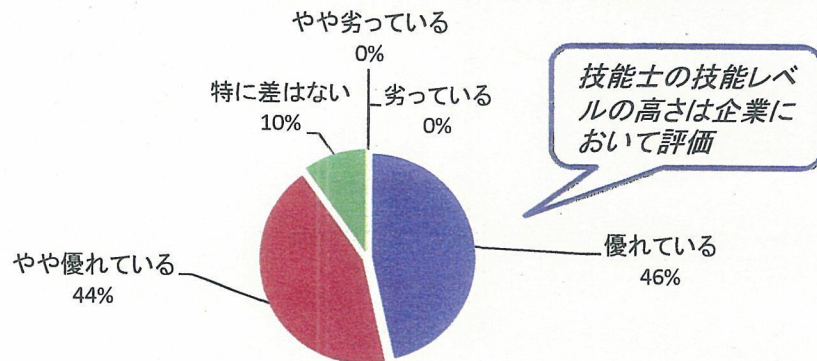
【対 企業問】技能検定合格者に対し、どのような処遇改善を行っているか(複数回答)



【対 技能士問】技能士であることで受けている処遇上のメリット(複数回答)

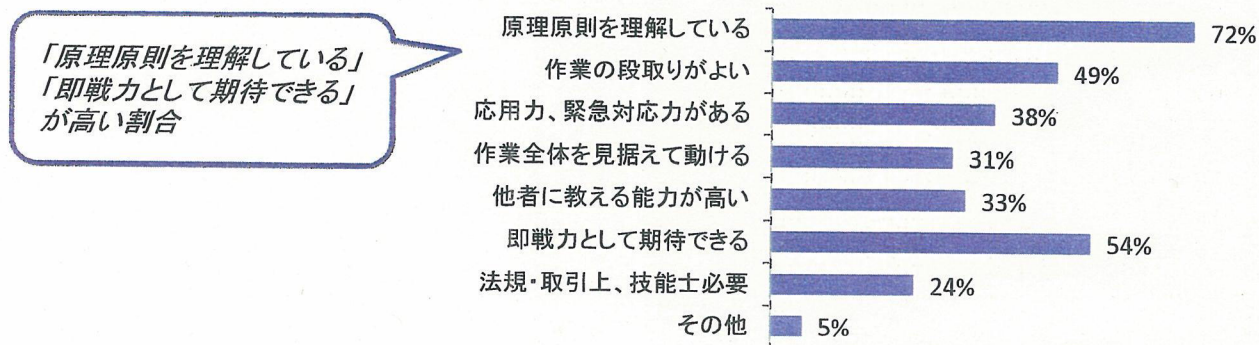


【対 企業問】技能士は他の一般の採用者に比べて技能のレベルが優れているか

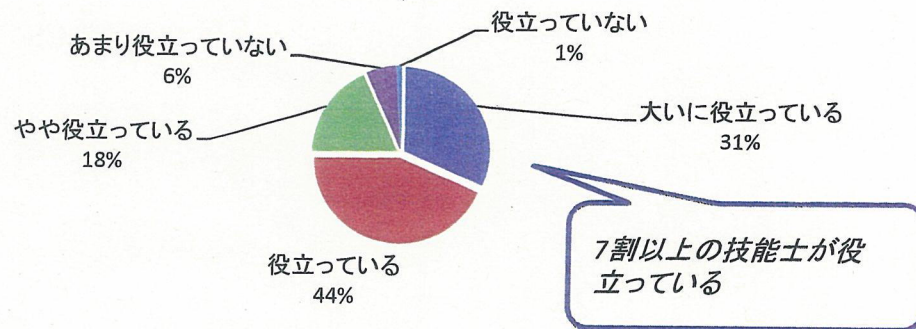


【対 企業問】技能検定合格者は、他の技能労働者に比べてどのような点が優れているか（複数回答）

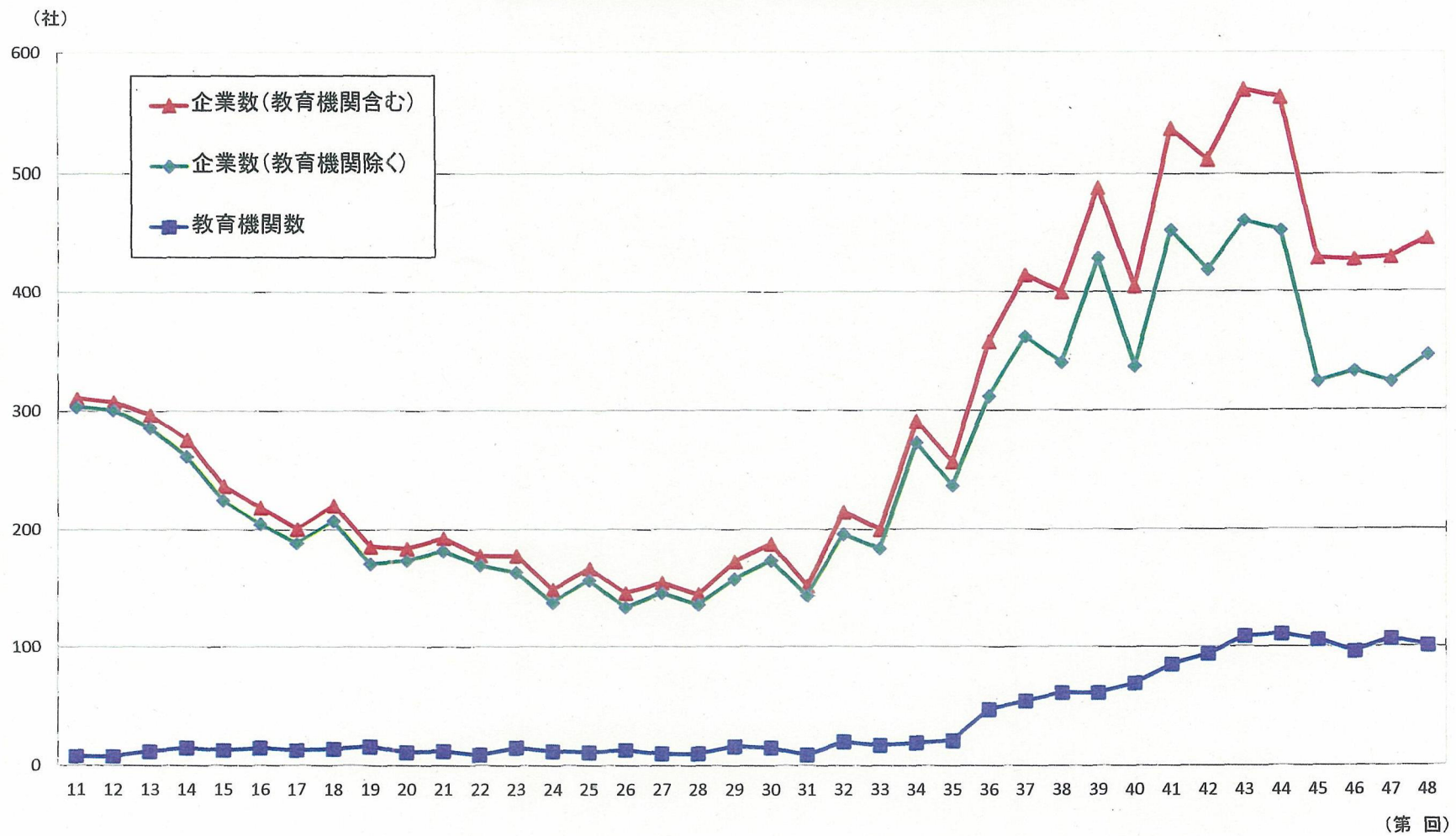
※上記設問で「優れている」、「やや優れている」と回答した者のみに対し質問



【対 技能士問】技能士であることは今の仕事に役に立っているか



技能五輪全国大会 参加企業数の推移



回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回	第34回	第35回	第36回	第37回	第38回	第39回	第40回	第41回	第42回	第43回	第44回	第45回	第46回	第47回	第48回
年度	昭和48	昭和49	昭和50	昭和51	昭和52	昭和53	昭和54	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
計	310	307	296	275	236	218	200	220	185	183	192	177	177	148	166	145	154	144	172	187	151	214	199	290	256	357	414	399	488	404	536	512	568	564	428	427	429	445
企業数	303	300	285	261	224	204	188	207	170	173	181	169	163	137	156	133	145	135	157	173	143	195	183	272	236	311	361	339	428	336	452	418	460	452	323	332	323	345
教育機関数	7	7	11	14	12	14	12	13	15	10	11	8	14	11	10	12	9	9	15	14	8	19	16	18	20	46	53	60	60	68	84	93	108	110	105	95	106	100